# 指　定　避　難　所　位　置　図

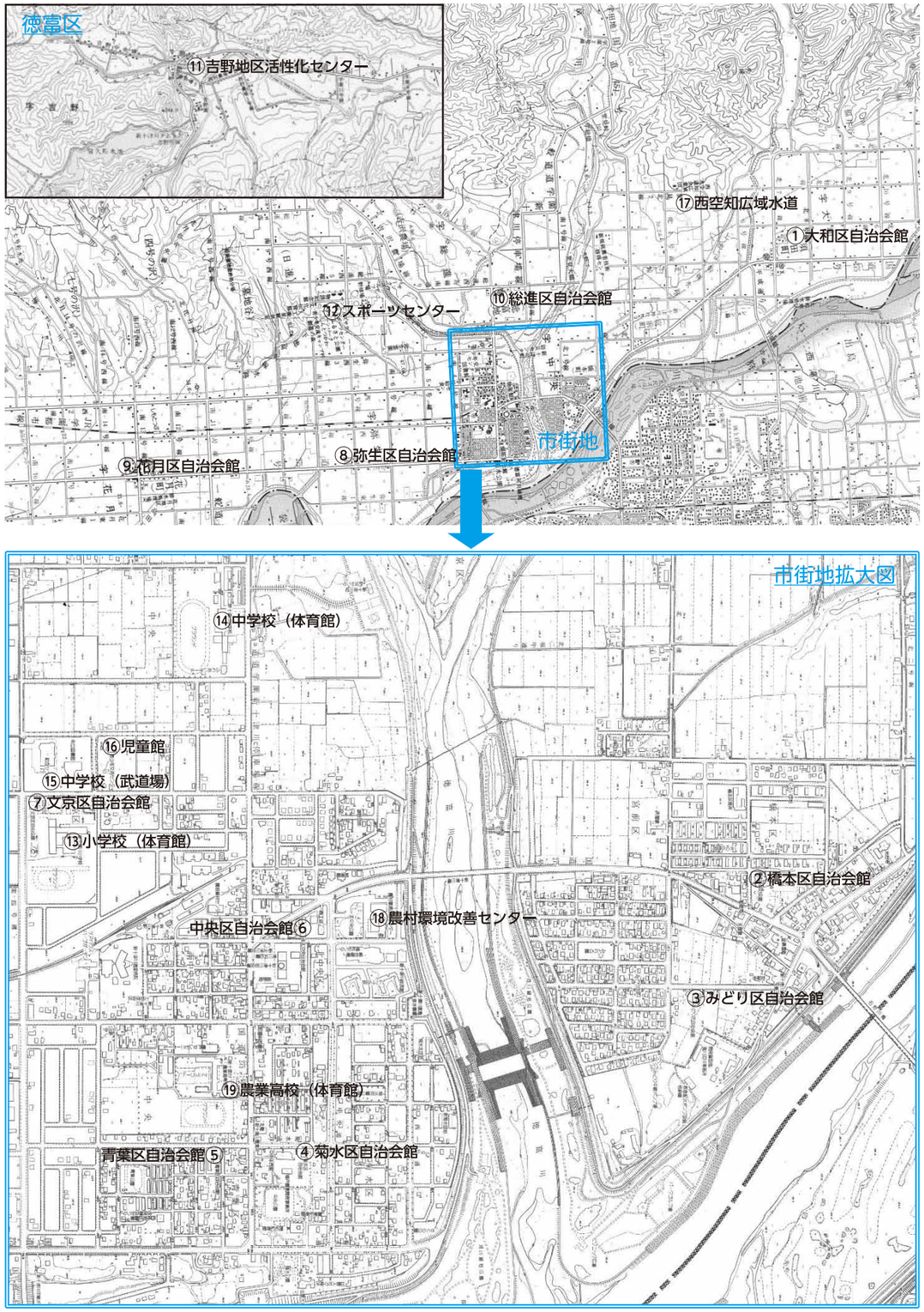




# 避難所の指定について

新十津川町避難所

町では、洪水（石狩川）と大地震が発生した時の避難対象者をそれぞれ想定し、避難所の収容人数から行政区単位で避難所を指定しています。

災害が発生し、避難が必要な場合には、次の表の避難所に避難することになります。

自分の行政区の避難所と避難ルートを確認しましょう！

| 行政区 | 洪　水（石狩川） | 大　地　震 | |
|---|---|---|---|
| | 避　難　所 | 避難所A<br>（最初に避難する所） | 避難所Ｂ<br>（その後の状況により） |
| 大　和 | ⑰西空知広域水道 | ①大和区自治会館 | ⑯児童館 |
| 橋　本 | ⑫スポーツセンター | ②橋本区自治会館 | ⑫スポーツセンター |
| みどり | ⑫スポーツセンター | ③みどり区自治会館 | ⑱農村環境改善センター |
| 菊　水 | ⑬小学校（体育館） | ④菊水区自治会館 | ⑭中学校（体育館） |
| 青　葉 | ⑭中学校（体育館） | ⑤青葉区自治会館 | ⑲農業高校（体育館） |
| 中　央 | ⑮中学校（武道場） | ⑥中央区自治会館 | ⑮中学校（武道場） |
| 文　京 | ⑦文京区自治会館 | ⑦文京区自治会館 | ⑬小学校（体育館） |
| 弥　生 | ⑯児童館 | ⑧弥生区自治会館 | ⑫スポーツセンター |
| 花　月 | ⑫スポーツセンター | ⑨花月区自治会館 | ⑫スポーツセンター |
| 総　進 | ⑩総進区自治会館 | ⑩総進区自治会館 | ⑫スポーツセンター |
| 徳　富 | ⑫スポーツセンター | ⑪吉野地区活性化センター | ⑫スポーツセンター |

### Q　なぜ洪水と地震で避難所が違うの？

災害の種類により使用できる避難所が異なります。洪水だと浸水エリアにある避難所は使用できません。また地震だと、耐震基準を満たしていない避難所は使用できません。

耐震基準を満たしていない文京区・花月区・総進区の自治会館については、今年度中に建て替える計画です。

### Q　いつ避難すればいいの？

避難が必要な場合は、町から防災無線、テレビ、エリアメール、広報車などでお知らせしますので、町からの避難指示に従って避難してください。なお、危険を感じた場合は、指示を待たずに避難してください。

地震は洪水と違い発生を予想できませんので、地震で自宅が被災して避難が必要な場合には、最初に各行政区の会館に避難し、次に避難者の人数や避難所・道路の安全確認後、町からの指示により避難所Ｂの避難所に避難する計画としています。また、被害状況により、避難先が変わる場合もあります。

■**問合せ**：災害対策事務局（総務課内）　☎76-2131